

平成26年12月8日

各保健福祉事務所長
各保健福祉事務所センター所長 } 殿

医療課長

再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行に伴う通知
の廃止について

このことについて、平成26年11月21日付け医政発1121第2号により、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知されましたので、貴所所管医療機関に周知いただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県病院協会、一般社団法人神奈川県精神科病院協会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県看護協会及び公益社団法人神奈川県助産師会には別途通知していることを申し添えます。

問い合わせ先

法人指導グループ 石井

電話 (045) 210-1111 内線 4871





医政発 1121 第 2 号
平成 26 年 11 月 21 日

各 { 都 道 府 県 知 事
政 令 市 長
特 別 区 長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再生医療等の安全性の確保等に関する法律の施行に伴う通知の廃止について

再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)が平成 26 年 11 月 25 日から施行することとされたことを受け、「医療機関における自家細胞・組織を用いた再生・細胞医療の実施について」(平成 22 年 3 月 30 日付け医政発 0330 第 2 号厚生労働省医政局長通知)は、平成 26 年 11 月 24 日付けをもって廃止する。



